○財務省告示第百七十一号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号。以下「法」という。）附則第二条の十六第一項の規定に基づき、特定投資指針を定めたので、令和六年財務省告示第五十三号の全部を次のとおり改正する。

令和七年六月十三日

財務大臣　加藤　勝信

特定投資指針

一　特定投資業務全般に関する事項

特定投資業務に係る措置は、我が国において民間金融機関等による成長資金（法附則第二条の十二第四項の投資業務又はこれと同種の業務により供給される資金をいう。以下同じ。）の供給が必ずしも十分に行われていない状況の下で、民間金融機関等による自立的な成長資金の供給の促進並びに我が国経済の喫緊の課題である地域経済の活性化及び我が国の企業の競争力の強化を図るために時限的に講じられるものである。

これを踏まえ、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、次に掲げる事項に特に留意して特定投資業務を行うこととする。

⑴　民業の補完・奨励及び民間金融機関等による成長資金の供給促進

①　特定投資業務においては、民業の補完又は奨励に徹することとし、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して、率先して資金供給を行うこと。他方、民間金融機関等との適切なリスク共有にも留意すること。

②　民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化を促進するため、特定投資業務の案件において民間金融機関等からの出資等による出来るだけ多くの資金供給を確保し、民間金融機関等との協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくとともに、地域における金融機関をはじめ成長資金の供給主体において案件に係る事業性評価等のいわゆる目利きができる人材が育成されるよう、積極的なノウハウの提供等に努めること。

⑵　関係省庁等との連携

地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる施策をはじめとする関係施策と適切に連携するため、特定投資業務の実施に当たっては、関係省庁、地方公共団体及び政府関係機関その他関係者と相互に連携を図りつつ協力し、適切な役割分担の下で業務を行うこと。特に、特定の政策目的に合致する案件については、原則として、当該目的のために時限的に設置された官民ファンド（官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成二十五年九月二十七日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）に基づき検証を行う認可法人等をいう。）の役割を優先すること。

二　特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たって従うべき基準

⑴　特定投資業務による資金供給の対象となる特定事業活動に関する事項

特定投資業務による資金供給の対象となる特定事業活動は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める全ての事項を満たすとともに、当該特定事業活動を行う事業者が公的な資金の供給を受けることに鑑み、当該特定事業活動を確実に実施する経営体制を有する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれる事業者が行うものであることとする。

①　法附則第二条の十二第三項第一号に定める特定事業活動（以下「第一号事業活動」という。）である場合

ア　事業者自らが有する十分に活用されていない経営資源（知識及び技能並びに技術、設備その他の事業活動に活用される資源をいう。）を有効に活用して行う事業活動であること。

イ　経営の革新（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。）を行う事業活動であること。

なお、事業者による経営の革新を行う事業活動のうち、新たな事業の開拓を行うこと（以下「新事業開拓」という。）又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせること（以下「異分野連携」という。）によるものを特定投資業務による資金供給の主たる対象とすること。ただし、新事業開拓や異分野連携に準ずる事業者間の連携や事業再編等により経営の革新を行う事業活動についても、特定投資業務による資金供給の対象として排除しないこと。

ウ　上記㋐及び㋑を通じて、その生産性又は収益性の向上を目指して行う事業活動であること。

②　法附則第二条の十二第三項第二号に定める特定事業活動（以下「第二号事業活動」という。）である場合

ア　法附則第二条の十二第四項に定める投資業務を主たる目的とする事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合若しくは投資事業有限責任組合に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合又はこれらに類似するもの。）が投資業務による資金供給を行う事業活動（これに附帯する業務を含む。）であること。

イ　第一号事業活動を行う事業者（以下「第一号事業者」という。）に対して直接資金供給を行う事業活動（第一号事業者に対して当該事業者の傘下の投資ファンドを通じて資金供給を行う事業活動その他の実質的に第一号事業者に対する当該事業者による直接の資金供給とみなすことのできる事業活動を含む。）であること。

⑵　特定投資業務による資金供給に関する事項

特定事業活動に対する特定投資業務による資金供給は、次の①を満たすとともに、特定投資業務の案件において民間金融機関等からの出資等による出来るだけ多くの資金供給を確保し、民間金融機関等による成長資金の供給を促進する観点から、次の②に掲げる条件の下で行うこととする。

①　特定投資業務による資金供給が満たすべき事項

特定事業活動に対する特定投資業務による資金供給については、次のア又はイのいずれかを満たすとともに、ウを満たすこと。

ア　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第二条に規定する基本理念を踏まえ、地域の特性を生かした事業活動を推進し、これによって、まち・ひと・しごと創生（同法第一条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に寄与し、地域経済の自立的発展に資するものであること。

イ　「日本再興戦略」（平成二十五年六月十四日閣議決定）及び「日本再興戦略改訂2014」（平成二十六年六月二十四日閣議決定）等に沿って、我が国の企業が本来有している潜在力の有効活用及び企業間の連携等によるオープン・イノベーションの適切な組み合わせにより我が国の企業の競争力の強化を推進し、これによって、我が国の経済全体の生産性を向上させ、経済社会の活力の向上及び持続的発展に資するものであること。

ウ　民間金融機関等との協働による成長資金供給の取組を通じて、成長資金に係る民間の供給主体の着実な増加及びメザニン・ファイナンスやエクイティ等の成長資金に係る市場の発展に資するものであること。

②　特定投資業務による資金供給に当たっての条件

ア　第一号事業活動に対する特定投資業務による資金供給（第二号事業者（第二号事業活動を行う事業者をいう。以下同じ。）を通じて行う資金供給を含む。以下各号において同じ。）については、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

㋐　第一号事業活動に対する特定投資業務による資金供給の額（第二号事業者を通じて特定投資業務による資金供給を行う場合においては、特定投資業務による資金供給を受けて第二号事業者が第一号事業活動に対して行う資金供給の額を含む。）が当該資金供給の対象と